

令和6年度 釧路市立幣舞中学校 部活動基本方針

1 部活動の位置付け

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しみ、社会の中でよりよく、心豊かに生きるための資質・能力が育まれるよう学校教育の一環として実施するものです。したがって部活動は、体力の向上や技術の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、生徒同士や教師と生徒との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることを目的として行うものです。

2 学校としての部活動の考え方

釧路市立学校における部活動の方針（令和元年9月策定・令和6年1月改定）に則り、釧路市立幣舞中学校では、心身ともに成長の著しい中学生期に相応しい適切な指導を計画的に行うとともに体罰や暴言、ハラスメントを根絶した安全な指導を行います。また、顧問のみならず、地域の外部人材などを活用することにより、指導体制の充実を図ります。

3 部・同好会の設置及び休部・廃部について

(1) 部の設置・休部・廃部について

- ① 部の設置、廃部（休部）については、年度初めの部活動委員会において発議、検討します。
- ② 部の設置・廃部（休部）の提案については、下記、部活動の発足、部活動の廃部、休部の内容を根拠に行います。
- ③ 新設部活動が同好会として発足した際は、原則新1年生からの募集とします。新2年生は既存の部活動に所属していない生徒のみ募集を行います。新3年生については募集を行いません。
- ④ 廃部に当たっては、新1年生の募集は行わず、2・3年生の部員が引退するまで部の存続を保証します。

(2) 部活動等の発足について

① 部活動発足の基準

- ア) 指導者となる教職員が年度当初に在籍していること。
- イ) 活動場所が確保されていること。
- ウ) 希望生徒が小学校時代に活動実績があり、中学校でもその活動を継続したい意向を持っていること。
- エ) ウ) に該当する生徒が5名程度いること。

② 部活動廃止の基準

部活動の部員がゼロとなり、休部が2年間続いた時点でその部活動は廃止とする。

② 同好会の発足

① 同好会の発足は、部活動委員会にて発議を行い、審議を経て同好会設立とする。

※同好会とは

- ・顧問は事務手続きと全道中体連の引率顧問の業務とし、直接指導は行わない。
- ・学校からの活動費はなし。
- ・体育館やグラウンドなどの活動割り当てはなし。
- ・学校の活動となるので、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となる。

4 設置する部活動等（令和6年3月現在）

（1）設置する部活動

野球、男子バスケットボール、女子バスケットボール、陸上競技、サッカー、女子バレーボール、卓球、吹奏楽、美術、アイスホッケー（休部2年目）

（2）設置する同好会（令和6年3月現在）

水泳、剣道、柔道、バドミントン

5 部活動に関する相談・要望窓口

〒085-0822

釧路市春湖台1番3号 釧路市立幣舞中学校

TEL 0154-41-3591 FAX 0154-41-3592

メールアドレス info@nusamai-j.kushiro.ed.jp

担当 本田 貢(教頭)

6 活動時間及び日数

- ①活動時間の上限は、平日2時間程度、休業日3時間程度、週あたり合計活動時間を11時間程度とする。
- ②各部の顧問は、毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせる。また、各部で作成した活動計画は、校長（教頭）に提出し、校長（教頭）は各部の活動について必要に応じて指導・是正を行う。
- ③休養日の下限は、平日1日、週末1日、年間休養日を104日とする。週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ④定期テスト、釧路市標準学力検査は3日前、全国学力学習状況調査、学力テストは前日部活動（対象学年のみ）を停止することを基本とする。
- ⑤入学式前日、卒業式前日、文化祭の前日は基本的に部活動を停止する。
- ⑥校内体育大会・球技大会・遠足の当日、宿泊研修・修学旅行の行事に関しては該当学年において前日～回復休業日は基本的に部活動を停止する。

7 部活動における決まり

- ①部活動における決まり・心得については「部活動規則」によるものとする。
- ②入・退部についても、「部活動規則」によるものとする。
- ③部員が問題行動を起こしたり、部活動規則を守れなかったりした場合については、顧問や部活動委員会の判断により、活動停止とすることがある。
- ④その他、以下の場合は活動を停止することがある。
 - ・感染症の流行期、予防期間
 - ・風雨や降雪の激しいとき
 - ・指導者やそれに代わる者が不在のとき
 - ・やむを得ない理由の場合（不審者など）

8 指導・運営に係る体制について

（1）顧問・指導者の設置について

- ①生徒や教師の数等を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。
- ②長時間勤務の解消等の観点から、部活動ごとに複数の顧問をできるだけ配置できるように体制を整える。

（2）顧問・指導者の身分

- ①部活動は、勤務時間外の活動であるため、原則として、教師は必ずしも指導者となるものではないことを保護者に周知し理解を得る。
- ②部活動の指導において、その種目を専門に経験してきているわけではないことを保護者に周知し理解を得る。